AIネットワーク社会推進会議 議長ヒアリング

AI利活用の視点からみた リクナビ事例について

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士・ニューヨーク州弁護士

P

三部 裕幸

AIビジネスと従来ビジネスとの 根本的な違い(法的・倫理的視点で)



リスクはデータの収集の段階から始まる

AIは帰納的 = 事前に結果を想定しづらい

AIは従来では困難なこと、人間の判断能力の代替までも行う

AIは現行法体系の埒外のことをすることも

・その結果

- 従来ビジネス関係者は、**未体験な領域**に突入
- 関連する**法令・ステークホルダーを意識しづらい**
- **法律・条例が未整備**な場合もある
- **所轄官庁等との調整**の必要性に気が回りにくい

AI利活用の視点から リクナビ事例を見ると



1.

法令・法的問題点、 そして監督官庁 について検討が必要 AIだからこそ問題となる (問題となりやすい) 事項の意識が必要 3.

関連する ステークホルダーの 広がりについて 意識することが必要 2.

倫理・ レピュテーション リスクへの 配慮が必要



以上に対応するための**社内の取組**が課題に ガバナンスにも関わる

リクナビ事例の時系列 (2019年)



8月1日 リクルートキャリア(RC)、 「一部の報道」について 適時開示

8月5日 RC、「同意取得の不備」について**適時開示**

9月30日 RC、PPCへの 「報告書の提出」 12月4日 RC、「課題認識 および再発防止策」 について適時開示

8月

9月

10月

11月

12月

8月26日 個人情報保護 委員会(PPC)、 RCに勧告・指導

9月6日 東京労働局、 RCに指導 12月4日 PPC、 RC・リクルート等 に勧告・指導

12月11日 東京労働局、 RC・リクルート等 に指導

官庁が問題提起した・する可能性のある法律



公取委

独禁法違反の可能性

新指針からすると、**優越的** 地位の濫用を検討する 可能性も残されている リクルート HD

厚労省

リクルート キャリア 個人情報 保護委員会

職業安定法違反

厚労大臣による厳正に指導等をする とのコメントを経て労働局が指導。

憲法にも関わる (職業選択の自由 に関わる可能性がある)

個人情報保護法違反と明言

同意未取得のみならず、安全管理措置を 講じていなかったことも理由に勧告・指導。 組織体制見直し、全社的な意識改革などを 要求(ガバナンス体制に踏み込んだ)。

GDPR・憲法も問題に(プロファイリング

と個人の尊重、プライバシーなど)

5

前ページの法律以外に、**下記の** リスク認識が必要(あくまで例)



憲法

- ・個人の尊重
- ・プライバシー
- 法の下の平等
- ・ 職業選択の自由

GDPRも影響し得る (次頁)

会社法 (リクルートHD)

• **子会社管理**についての ガバナンスが問われる可能性

民法:不法行為

- 個人(就活生)との関係での不法行為の成立可能性
- ・ 顧客の信用毀損等
- 不法行為が成立する場合の 損害の有無・額

リクルート HD

リクルート キャリア

金商法 (リクルートHD)

- 主要株主の売出し
 - →株価下落の原因に

6

リクナビ問題がまざまざと現す、 AIにおける法的問題点の広がり



- GDPR (EU一般データ保護規則)
 - AI等を用いたプロファイリングに対してデータ 主体が保護を受けられる(21条・22条)
 - ・利用する側の制限増
 - 現行個人情報保護法でもプロファイリングによる弊害に対して厳しい行政処分が行われる可能性あり

AIでは、新たな法的問題点の 検討が必要



- ・リクナビ事例では、個人情報保護法 ばかりが取り上げられがち
 - -しかしAIビジネスはほとんど全ての法律に 関わる
 - -また、同じ法律が適用される場合にも、 AIの場合、これまでのビジネスでは ありえない法的問題点が発生する

憲法・倫理・レピュテーションの視点



- リクナビ問題は、個人の尊重との関係でも 問題がある事案
 - 要配慮個人情報に該当しないから何でもよいという ことにはならない

- ・個人情報保護委員会の 2019年8月の勧告内容より
 - -「リクルートキャリアが大量に取り扱う個人情報は、 求人企業の採用活動に関わる情報であり、 『リクナビ2020』の会員となった**学生等の 人生をも左右しうる**ことから、**その適正な取扱いに ついて**は重大な責務を負っていると認められる」。

個人情報保護委員会によるリクルートキャリアらへの勧告事項



- ・2019年12月の勧告内容
 - 個人データを取り扱う際に、適正に個人の権利利益を保護するよう、組織体制を見直し、 経営陣をはじめとして全社的に意識改革を行い、 以下の事項を含め、必要な措置をとること
 - 新しい商品等を検討する際に、法に則り適正に個人情報を 取り扱うよう検討、設計する体制を整備すること
 - 個人情報を取得する際は、商品等の内容をできる限り特定 し、当該利用目的の通知又は公表を適切に行うこと
 - リクルート社においては、業務を委託する場合は、委託先に対し、必要かつ適切な監督を行うこと

個人情報保護委員会によるサービス利用企業への指導事項



- ・2019年12月の指導内容
 - -「本サービスに関する利用目的の通知又は 公表等が不適切」
 - 「個人データを外部に提供する際の法的検討ないし当該法的整理に従った対応等が不適切」
 - 以下の事項について適切に対応するよう指導
 - 利用目的の通知、公表等を適切に行うこと
 - 個人データを第三者に提供する場合、 組織的な法的検討を行い、必要な対応を行うこと
 - 個人データの取扱いを委託する場合、 委託先に対する必要かつ適切な監督を行うこと 1

「顧客」の側から見ると



自社・関係者の個人情報保護体制が問われる

 AIを作る企業・使う企業の個人情報保護体制も検討する プロセスを(ビジネスを作り上げるプロセスに) 入れることが必要

要配慮個人情報ではないが単なる個人情報でもない情報をどのように取り扱うかについても要検討

明示的な同意を得るための工夫をするなど

保存期間・加工の仕方・消去の条件なども要検討

独占禁止法



- 最近の動きとして
 - -プラットフォームビジネスへの展開
 - 優越的地位の濫用規制は、企業間取引 (BtoB) について適用されてきた
 - -企業と消費者との取引(BtoC)に適用されることは、公取委の方針として示されていなかった
 - しかし、2019年12月の公取委の公表内容によれば、一定の類型が優越的地位の濫用になり得るとされている
 - -「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を 提供する消費者との取引における優越的地位の 濫用に関する独占禁止法上の考え方 |

独占禁止法



- ・上記「考え方」
 - -優越的地位の濫用になり得る類型① 個人情報等の不当な取得
 - 利用目的を消費者に知らせずに取得
 - 利用目的の達成に必要な範囲を超えて、 消費者の意に反して取得
 - 個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じずに取得
 - 自己の提供するサービスを継続して利用する 消費者に対して、消費者がサービスを利用する ための対価として提供している個人情報等とは 別に、個人情報等その他の経済上の利益を 提供させる

独占禁止法



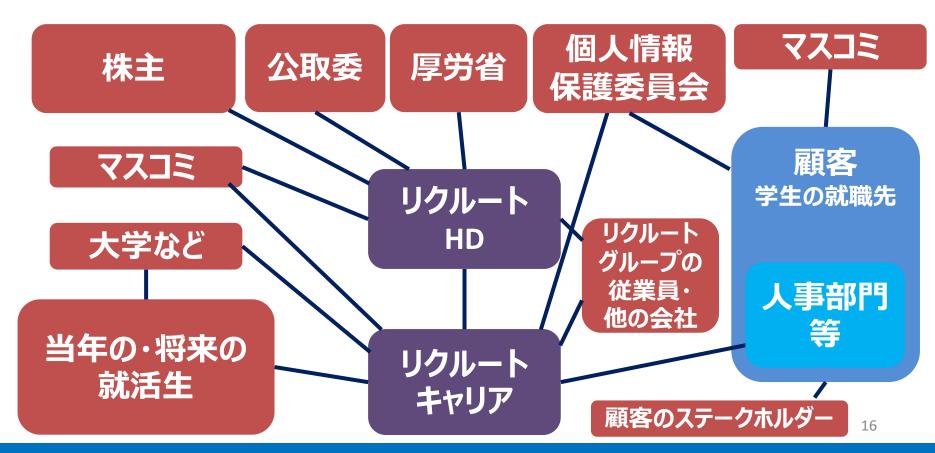
- ・上記「考え方」
 - -優越的地位の濫用になり得る類型② 個人情報等の不当な利用
 - 利用目的の達成に必要な範囲を超えて、 消費者の意に反して利用
 - 個人データの安全管理のために必要かつ 適切な措置を講じずに利用

AIビジネス特有のステークホルダーの

Atsumi & Sakai

広がりを捉える必要がある

- 下記のステークホルダー全体に目を配るべきだった (これでも一部)
 - 「**顧客」37社**にも**調査**が入っている



AIビジネス特有のステークホルダーの 広がりを捉える必要がある



- リクルートキャリアが配慮すべきだった ステークホルダーについて、 ポイントを絞って記載する
 - 自社の行為が**当年度の就活生**にどのような 影響を与えるか十分検討すべきだった
 - 希望先への就職機会を奪う?
 - 上記の点は、**将来の就活生**にも影響?
 - 反発、不安や疑惑を生む可能性
 - -大学にもインパクト
 - 当年度と将来の就活生への影響が大きい

AIビジネス特有のステークホルダーの 広がりを捉える必要がある



- 配慮すべきだったステークホルダーの ポイント (続き)
 - -**顧客**の認識が人事採用部門のみに偏る
 - 顧客のブランドをも毀損するリスクを直視せず
 - -株主に大きな損害を与えることを意識せず
 - 不祥事を起こせば、自社の株価不安に直結
 - -**所轄官庁**の存在を無視していた
 - 個人情報保護委員会や厚労省、公取委等

リクナビ事例からわかること



- AIビジネスに関連する法律や倫理、 ステークホルダーの広がりがわかる
- ステークホルダーと法的・倫理的課題の 検討を行うためのガバナンス体制を整える ことが今後の課題として必要

ご清聴ありがとうございました。

渥美坂井法律事務所·外国法共同事業

パートナー、弁護士・ニューヨーク州弁護士

(第二東京弁護士会所属)

三部 裕幸

電話(直通): 03-5501-2276

Email: hiroyuki.sanbe@aplaw.jp

本資料、及び本資料を用いて弊職が述べた事項は、弊職が所属する法律事務所、又は 弊職や当該法律事務所が所属・活動する他の団体等における見解を述べたものでは ございません。

